

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドラインについて(研究者向け)

清泉女子大学編

平成26年6月



はじめに

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、平成19年2月に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものです。

しかし、昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となったことを受け、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図り、平成26年2月にガイドラインを改正しました。

本コンテンツは改正したガイドラインに定められている事項のうち、国として公的研究費の管理・監査の観点から、研究機関に共通する内容を取りまとめたものであり、具体的な手続等については所属する研究機関において定められているルールを理解していただく必要があります。本コンテンツの内容及び各機関のルールを正しく理解いただき適正な公的研究費の運営管理に努めて下さい。

なお、本コンテンツの内容は改正されることがあります。

目次

Section 1 研究費制度の概要	研究費制度の全体像とガイドラインが対象とする研究費制度について説明します。
Section 2 ガイドラインの要請事項① ～不正防止の取組～	ガイドラインの要請事項のうち第1節から第6節までの主に不正防止の取組事項について説明します。
Section 3 不正の基礎知識と事例紹介等	不正発生のメカニズム及び研究費不正使用の事例における要因と措置等について説明します。
Section 4 ガイドラインの要請事項② ～不正発覚後の対応～	ガイドラインの要請事項のうち第7節から第8節までの主に不正発覚後の対応事項について説明します。
Section 5 ガイドラインに関する質問と回答	ガイドラインに関するよくある質問と回答についてQ&A形式でご紹介します。

Section 1

研究費制度の概要

1-1. 研究費制度の概要

ガイドラインの対象となる制度は文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金です。

研究費の種類

自己資金	運営費交付金等
外部資金	国及び独立行政法人等から配分される研究資金
	民間企業等からの研究資金

補助金
委託費等

受託研究費
共同研究費
寄附金等

文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人

ガイドライン対象制度

競争的資金制度	科学研究費助成事業 戦略的創造研究推進事業 研究成果展開事業 国際科学技術共同研究推進事業 など
公募型の研究資金制度	社会システム改革と研究開発の一体的推進 世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 など

対象制度一覧

文部科学省
ガイドライン対象制度

検索

4

Section 2

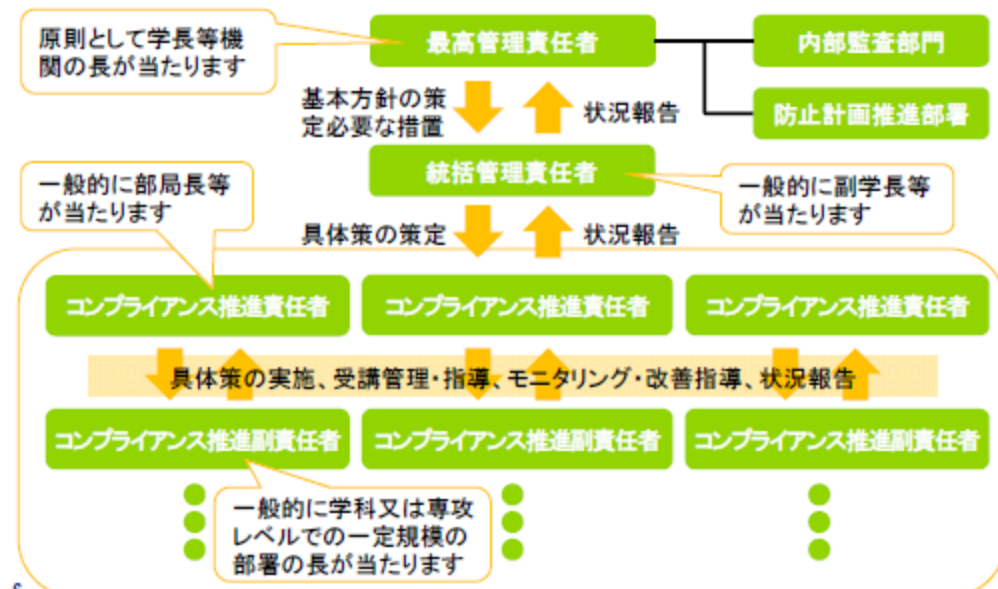
ガイドラインの要請事項① ～不正防止の取組～

5

2-1. 機関内の責任体系の明確化

ガイドラインは、機関に対して、競争的資金等の運営・管理を適正に行うために権限責任の体系を明確化することを求めています。

(例) 一般的な管理体制



2-2. ルールの明確化・統一化

ガイドラインは、機関に対して競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールの明確かつ統一的な運用を図ることを求めています。

- ルールの明確化
 - 実効性のある分かりやすいルールが必要
- ルールの統一化
 - 合理的な理由がない限り、部局等間で統一的に運用するルールが必要
- ルールの全体像の体系化と構成員への周知
 - ハンドブックやマニュアルなど分かりやすい形での周知が必要

研究者に求められる事項

- 機関が作成したハンドブックやマニュアル等の内容を理解し遵守すること
- 機関が作成したハンドブックやマニュアルに分かりづらい点、不明な点があれば機関の相談窓口等に確認すること
- 研究現場の実態や制度上の規程にそぐわない機関内ルールがあればコンプライアンス推進責任者に問題提起するなどして、実効的なルールの策定のための協力とフィードバックを行うこと

2-3. 職務権限の明確化

ガイドラインは、機関に対して、競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定めて理解を共有することを求めています。

組織は他者による相互チェックが持つ牽制機能により不正を防止することができます。

- 牽制効果により不正を抑止するためには機関内でのチェックが適切に行われる必要があります。
- 機関が適切なチェック体制として職務分掌等に規程した職務権限に応じた明確な決裁手続を経て研究費を使用する必要があります。

一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合の権限と責任



8

物品の購入範囲

本学では 20 万円未満の物品を購入する場合には、研究者発注を認めています。

研究者発注の場合には研究者本人に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属することに留意してください

20 万円以上の物品調達

研究の遂行に必要な物品を購入する場合、20 万円以上の物品を購入する場合には、原則として総務課から見積依頼・発注・支払をしますので、ご自身で購入する前に「(様式 1-物) 科研費支払依頼書」【物品費】を作成の上、カタログ等で商品が分かるような書類を総務課へご提出ください

「科研費の手引き」より

2-4. 関係者の意識向上

ガイドラインは、機関に対して不正を防止するための取組として行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施、構成員からの誓約書等の徴取を求めています。

行動規範

- 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定します。
- 行動規範とは組織理念を具体化したもので、倫理的な意思決定フローであり、不正リスク管理の基盤となります。

コンプライアンス教育

- 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、どのような行為が不正に当たるのかを理解させるためのコンプライアンス教育の実施が求められます。
- その内容は、具体的な事例、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等が挙げられます。

誓約書等の徴取

- 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員からの、誓約書等の入手が求められます。
- 誓約書等には最低でも以下の事項を含めることが求められます。
 - 機関の規則等を遵守すること
 - 不正を行わないこと
 - 不正を行った場合は 機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

9

実は無自覚のうちに代々受け継がれている〈研究倫理にかなっていないこと〉はありませんか？

細かいこと言ったら
研究にならないし・・・

この程度ならこの研究室
でもやってるよ



これくらい大丈夫

こんなこと当たり前

2-5. 告発等の取扱に関する規程の整備運用の透明化

ガイドラインは、機関に対して告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、告発者の保護を徹底することを求めています。

ガイドラインの要求する事項

各機関は機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置する必要があります

機関が設置する告発制度においては以下の対策がとられることが必要です。

告発者の保護
の徹底

保護されること
を告発者に周知

ガイドラインは、告発者保護を徹底することを求められています。疑わしい行為を見聞きした場合には、所属機関に設置された告発窓口にご連絡ください。

10

<清泉女子大学 告発窓口>

141-8642 東京都品川区東五反田3-16-21 清泉女子大学 総務課

電話 03-3447-5551 FAX 03-3447-5493

メールアドレス somu-ka*seisen-u.ac.jp (*を@に変えてください)

第4条 告発等の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、直接、受付窓口に行うものとする。

② 告発は原則として、顕名により行われるものとし、次に掲げる事項を明らかにしているもののみ受け付ける。

- 1 不正使用を行った疑いがある者（以下「被告発者」という。）の氏名
- 2 不正使用の態様及び事案の内容
- 3 不正使用と判断できる合理的理由及び実証的証拠

「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」より

2-6. 研究費の適正な運営・管理活動

ガイドラインは、機関に対して業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者による実効性のあるチェックが効くシステムを構築して管理することを求めています。

(例) 一般的な物品の発注検収体制



- 一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。
- 当事者以外の検収が困難で、検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。

- 研究者と取引が集中する業者とが共謀して不正を実行するリスクが高まります。
- 発注機能と検収機能をそれぞれ別の部署に担当させることで相互に牽制し、不正のリスクを低減することができます。
- 発注・検収業務や非常勤雇用者の勤務状況管理確認等の雇用管理業務については、原則として、事務部門が実施する。
- 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。

11

2-7. 情報発信・共有化

ガイドラインは、研究者が日常的な研究活動において自らの行為がルール等に抵触するか否かを事前に相談するための、相談窓口を設置することを求めています。

ガイドラインの求める情報の伝達を確保する体制構築

- 研究者に予め設置された相談窓口事前に相談させることによって、研究者が意図せず不正使用を行うことを未然に防ぐことができます。
- 研究者が相談窓口を積極的に利用することで事例が相談窓口担当部署に蓄積されます。この蓄積された事例は所属機関の基本方針や内部規程、コンプライアンス教育の内容にもフィードバックされます。



相談窓口は研究者が日常的な研究活動において自らの行為がルール等に抵触するか否かを事前に相談するためにあります。ルールに関する疑問等がある場合には是非、所属する各機関に設置された相談窓口をご活用ください。

12

2-8. 不正防止計画の策定

ガイドラインは不正を発生させる要因を体系的に整理・評価し、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定することを求めています。

単に漠然と策定するだけでは有効な不正防止計画は策定できない。

- 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

不正を発生させる要因とは？

一般的に不正を発生させる要因として注意が必要なリスクの例示

- 発注権限のない研究者が発注、例外処理が常態化しているなどルールと実態の乖離。
 - 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
 - 予算執行の特定の時期への偏り。
 - 業者に対する未払い問題の発生。
- など

不正を発生させる要因を把握するためには、研究者の協力が不可欠です。管理者に協力し情報提供するとともに、実際に不正が発生する危険性はどこにでもあることを常に認識し、自発的な改善に努めることが求められています。

13

2-9. モニタリングの在り方

ガイドラインは実効性のあるモニタリング体制の整備・実施と、実態に即したリスクアプローチ監査の実施により、組織的牽制機能の充実・強化を図ることを求めています

- 不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する
- 機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る

リスクアプローチ監査とは？

ガイドラインにおけるリスクアプローチ監査の具体的な方法の一例

- 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
 - 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
- など

機関が実効性のあるモニタリングを実施するためには、研究者の協力が不可欠です。研究者は監査に際しては管理者に積極的に協力し情報提供する必要があります。

14

2-10. 不正防止対策におけるPDCAサイクルの徹底

ガイドラインは、PDCAサイクルを徹底することで、実効性ある取組が推進されることを求めています。このPDCAサイクルを有効に機能させて研究費の不適切使用を抑止し、ひいては不正発生による研究中止のリスクを回避するためには、研究者自身の理解と協力が不可欠です。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には研究者の理解と協力が不可欠です。

15

Section 3

不正の基礎知識と事例紹介等

16

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

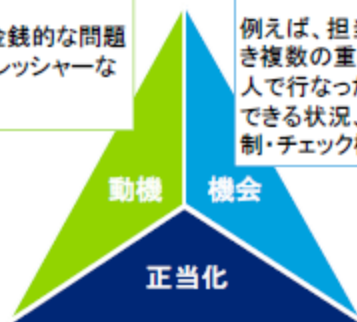
「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



自らの行為を容認する「正当化」

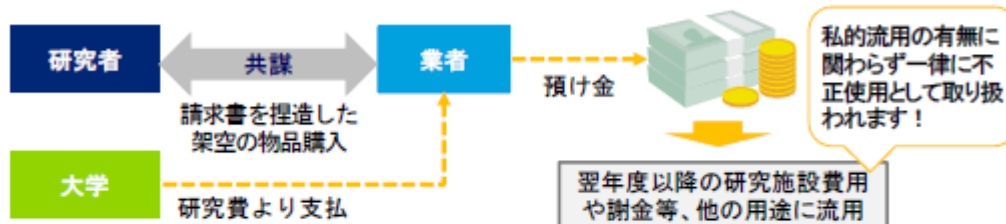
これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

17

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 4年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は最長5年)
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

18

3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 4年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は最長5年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

19

3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 5年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は10年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

20

3-5. 競争的資金制度の改善

繰越制度

- 「基金分」については理由を限定せず翌年度使用が可能です。
- 「基金分」以外についても研究者は「繰越を必要とする理由書」のA4版・一枚を作成するのみの簡便な手続で翌年度使用が可能です。
- 未使用額の調整金による翌年度使用です。

繰越事由一覧や記入事例等

日本学術振興会 繰越申請に当たっての留意事項

検索

研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はありません！

競争的資金の合算使用

- 一定の競争的資金制度については、原則として複数制度の研究費の合算による共用設備の購入が可能です。
- また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能です。

合算による共用設備の購入可能な制度の一覧等、合算使用の詳細について

文部科学省 研究費の合算使用

検索

21

公的研究費の不正使用とは

	実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出して研究費を支出・申請する次のような行為は、研究費の不正使用に当たります。不正をして得た研究費の使途が 私的 目的でない場合でも、不正使用になります ので、ご注意ください。
	物品費
	○ 研究機関内に執行しきれなかった研究資金で架空の発注を行い、業者に研究資金を預け金として管理させ、研究期間終了後に物品を納品させた。
	○ 業者に取引実態と異なる虚偽の書類を作成させた。
	○ 業者が作成した書類を改ざんした。
	旅費
	○ 他の機関から旅費の支給を受けたにも関わらず、大学に同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受給した。
	○ 格安航空券やパック商品等を購入したにも関わらず、業者に正規料金の見積書および請求書の作成を依頼して出張旅費を水増し請求した。
	○ 実態を伴わない出張にも関わらず、虚偽の出張報告書を提出して、旅費を受給した。
	謝金等
	○ 研究補助者に支払うアルバイト代について、実際より多い作業時間を勤務表に記入して大学に請求した。
	○ 実態を伴わないアルバイト代を支出し、受取人から研究者にアルバイト代を返還させた。
	その他
	○ 研究費の応募や交付に際し、虚偽の申請を行っていた。

物品費の不正事例	
科研費に関して返還命令及び応募制限措置等がなされた事例（H25.3.31現在）	
独立行政法人科学技術振興機構「研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用について」より	
	平成22年度の科学研究費補助金において、立替払い請求を行う際、領収書の使い回しや購入実態のない領収書を捏造し、大学に対して図書を購入した旨の虚偽の報告を行い、同大学から補助金を支出させ、プール金としていた。
	横浜国立大学 補助金の返還：4万円 応募資格の停止：厳重注意1人
	平成21年度の科学研究費補助金において、研究目的で購入した消耗品を研究目的以外の用途に使用するとともに、購入した消耗品の一部を不正に転売するなどし、私的に流用していた。
	愛知医療学院短期大学 補助金の返還：1万円 応募資格の停止：5年1人
	平成19年度～平成21年度の科学研究費補助金において、物品の発注業務を担当していた事務職員が研究者の許可なしに物品を発注し、納品されたものを自宅に持ち帰り私物化していた。
	宮崎大学 補助金の返還：32万円 応募資格の停止：2年3人 1年2人
	平成16年度の科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。
	東京工業大学 補助金の返還：42万円 応募資格の停止：4年1人 2年1人 1年1人
	平成11年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていたり、研究代表者が研究分担者に名義を貸して補助金の交付を受け、使用しているものがあつた。
	愛知医科大学 補助金の返還：1,530万円 応募資格の停止：5年2人 4年10人

物品費関連の不正で最も多く見られるのが、架空の会計書類（納品書、請求書等）を取引業者に作成させて、大学から研究費を業者に振り込ませ、その科研費をプール金としたり、現金で還元させたりする「預け金」と呼ばれるものです。虚偽の書類の作成はいかなる場合でもみとめられません。	
物品費の支出に係る注意点	
	研究計画が変更になったために、予定していた時期に物品購入ができなかった、購入予定の物品が変更になった、といった場合は、必ず変更に必要な手続きを行うようにしてください。また、文科省においてもこうした不正防止の観点から「基金」制度を導入し、研究期間内であれば、年度をまたいだ研究費の使用が可能になりました。予期しない事態が起こった場合には、総務課へご相談ください。
	○ 研究費で購入した消耗品を、研究期間終了後、自宅に持ち帰り、私的に使用した。 → 消耗品であっても、適正な管理が求められます。

旅費の不正事例	
科研費に関して返還命令及び応募制限措置等がなされた事例（H25.3.31現在）	
	独立行政法人科学技術振興機構「研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用について」より
	平成17年度の科学研究費補助金において、学会参加のための出張旅費を同大学へ申請後、当該学会から別途「講師旅費」の名目で旅費の支給を受けたにも関わらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受け、その差額を別の学会の参加費に充てていた。
	長崎大学 補助金の返還：1万円 応募資格の停止：嚴重注意1人
	平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、同大学に実態の伴わない虚偽の出張計画を申告し、不正に旅費の支給を受けていた。
	関西学院大学 補助金の返還：12万円 応募資格の停止：1年1人
	平成17年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費について、研究出張とは見なせない用務が含まれていた。
	目白大学 補助金の返還：39万円 応募資格の停止：5年1人
旅費関連の不正で多く見られるのが、出張申請手続きや旅費の見積書等の捏造、改ざんなどにより、旅費の水増しや架空の旅費の計上を行い、実態とは異なる旅費を受領するケースです。具体的には、用務の研究内容の切り分けをせずに、複数の資金源による合算使用を行うことなどにより、実際の旅費以上の申請を行う、といった事例が多く見られます。	
旅費の支出に係る注意点	
	出張先における用務内容の切り分けが曖昧であったり、事前計画の変更に伴って、必要な手続きを行わなかったため、研究者自身が気付かないうちに以下のような支出を行っていたケースが多く見られます。研究者は旅費の計上、精算を行う際には、科研費の手引きのルールについてよく理解をしておく必要があります。
	○ 実際には複数の研究課題に関わる出張だったが、旅費を計上、執行する際に期間の区分を行わずに、同一の研究費を財源として旅費をまとめて支出した。
	→出張費については出張目的と直結する研究費を財源とすべきであり、期間が重複するとはいえ、異なる複数の研究費から経費を充当することは適切ではありません。用務、または日程によって出張費用（渡航費、宿泊費など）の切り分けを行う必要があります。
	○ 出張先や用務内容が明確でないフィールドワーク、資料収集を行う。
	→研究費を利用してフィールドワーク、資料収集を行うことは問題ありません。しかし、学会参加や複数の研究者による打ち合わせなどと異なり、活動内容が実施者の自己申告のみを根拠とすることが多く、活動の裏付けが取りにくいといった側面があります。内部監査の際に、研究費の充実に問題がないことを示すために、研究活動内容を具体的かつ客観的に証明できる資料等を日頃から残すことにしておくことが重要です。

謝金の不正事例	
科研費に関して返還命令及び応募制限措置等がなされた事例（H25.3.31現在）	
	独立行政法人科学技術振興機構「研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用について」より
	平成9年度～平成11年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自らで管理し、学生の学会参加に必要な経費等に使用していた。 長岡技術科学大学 補助金の返還：104万円 応募資格の停止：4年1人
	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、研究補助員に虚偽の謝金受領書を作成させ、研究代表者が立替払をしたとして不正に補助金を受領し、保管していた。 国立感染症研究所 補助金の返還：154万円 応募資格の停止：4年1人
	平成19年度の科学研究費補助金において、研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。 名城大学 補助金の返還：3万円 応募資格の停止：4年1人
人件費の不正の大半は、勤務表等の捏造、改ざんなどによって、謝金の水増しや架空の労働者の給与の請求を行い、実態とは異なる謝金、給与を研究機関から受領するものです。具体的には、実際より多い勤務時間を勤務表に記入して大学に請求したり、労働実態のない研究室の学生を雇用したとして、その賃金を大学から学生に支払わせ、支払われた研究費を研究者に還流させていたという事例が多く見られます。	
謝金の支出に係る注意点	
	謝金に関しては、アルバイト（非常勤職員）使用者が法令や研究機関が定める就業規則、労働者の労働実態を明確に把握していなかったことが原因となり、以下のような事例が起きています。使用者はアルバイト代・謝金を支払うにあたり、これらの情報を事前に収集・理解しておく必要があります。
	○ 使用者が労働実態を把握していない勤務表を提出した。 → 使用者は労働者の勤務場所、勤務時間について把握する必要があります。
	○ アルバイト代などを支払う研究費の課題と関係がない内容の業務を行わせた。 → アルバイト代などを支出することができるのは、研究費の課題の用務に対してのみです。研究に関係のない雑役、課題以外の内容の業務を行った場合、その時間に対するアルバイト代・謝金を支出することはできません。
	○ アルバイトの勤務表を数か月分まとめて提出し、賃金のまとめ払いを行っていた。 → アルバイト代の支給は月ごとに行わなければなりません。勤務表は溜めずに、定められた期日までに一か月ごとに提出してください。

Section 4

ガイドラインの要請事項② ～不正発覚後の対応～

22

4-1. 不正に関する告発等を受け付けた場合の対応と影響

不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。

不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで

- 30日以内に調査要否を判断し、配分機関に報告する
- 調査が必要と判断された場合の調査委員会の設置と調査の実施
- 必要に応じて研究費一時停止措置
- 210日以内の最終報告書の提出

合理的な理由無く遅延した場合...

- 当該競争的資金にかかる間接経費措置額の削減
- 当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等の措置

不正発覚時の信用失墜について

- 国民の貴重な税金を原資とする研究費の不正使用は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることになります。
- 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
- 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。

23

4-2. 文部科学省によるモニタリング等及び不備がある機関に対する措置

ガイドラインでは、文部科学省が機関に対してモニタリングすることとしています。その結果発見された体制整備等の不備に対する改善が見られないと判断された場合には、間接経費措置額の削減や競争的資金の配分停止等の措置が講じられます。

■ 文部科学省によるモニタリング

- ①履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
- ②機動調査(緊急・臨時の案件に機動的に対応)
- ③フォローアップ調査(改善状況調査)
- ④特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)

①、②の調査の結果、体制整備等の状況について不備があると判断

■ 管理条件の付与

- 履行期限を1年としフォローアップ調査対象
- 管理条件の履行が認められない場合、当該機関に対する競争的資金における間接経費措置額の段階的な削減(上限15%)→配分の停止と段階的な措置を行う(平成26年度ガイドライン改正)

- 不正が認定された競争的資金においては交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還を求める

24

4-3. 機関、配分機関による競争的資金制度における不正に対する措置

研究者に対する措置としては、機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限があります。

機関による措置

- 機関内部の人事処分として、就業規則等に基づく、懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、又は訓告・厳重注意等の指導監督措置。
- 法律上の措置として、民事または刑事告訴(所属機関の諸規程によります)。
- 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表。

配分機関による措置

- 事案に応じて、機関・研究者に対し交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還。
- 不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格の制限。

「競争的資金の適正な執行に関する指針」平成24年10月改正のポイント

- ・ 私的流用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化
改正前 5年 改正後 10年
- ・ 私的流用以外の不正使用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化・適正化
改正前 2～4年 改正後 1～5年
(不正使用の用途により一律的に判断) (不正使用の行為内容に応じて判断)
- ・ 善管注意義務違反に対する申請及び参加資格制限の新設
改正前 (なし) 改正後 最大2年

25

Section 5

ガイドラインに関する質問と回答

26

5-1. ガイドラインに関する質問と回答①

誓約書の提出

構成員から誓約書等の提出を求めるのはどうしてですか？

回答

✓ 一般的に、構成員は機関に対し、雇用契約に基づき、又は雇用契約に付随する信義則上の義務として、機関の規則等を遵守しなければならないなどの義務を既に負っていますが、不正の問題の重要性に鑑み、別途その内容を誓約書等に明確に示した上で提出を求めることにより、構成員の不正に対する意識の向上が一層図られると考えられることから、誓約書等の提出を求めることとしています。

27

5-2. ガイドラインに関する質問と回答②

告発等の取扱い

調査対象とすべき告発の要件として、どのような要件が考えられますか？

回答

- ✓ 原則として顕名による告発であること、不正に関与した者不正が行われた時期、不正が行われた研究資金名など調査対象が特定できること、不正とする合理的な根拠が示されていることなどが考えられますが、匿名による告発など、これらの要件を全て満たさない告発であっても、可能な限り調査対象とするなど、国民の貴重な税金を原資とする競争的資金等を管理する機関として誠実に対応することを求めています。

28

5-3. ガイドラインに関する質問と回答③

検収体制について

上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避けることが求められていますが、どうしてですか？

回答

- ✓ 過去の不正事案によれば、研究室ぐるみで不正が行われることがあること、また、上下関係を有している場合、たとえ不正と分かっても上からの指示があれば従わざるを得ない状況があることから、同一研究室や同一グループ内のチェックは実効性が極めて低いと考えられるためです。

29

最後に

不正は隠蔽を伴って行われたとしても、納品検収体制、リスクアプローチ監査などの不正防止対策、更には国税調査、告発などの様々な監視の目によりいずれ発覚するものです。また隠蔽を伴うことによって、発覚が遅れば遅れるほど発覚時には機関そのものの存在を揺るがしかねない大きなリスクとなって顕在化します。

不正を防止するための仕組みは機関のマネジメントとして不可欠なものであり、この仕組みがあることで皆様は不祥事発生など不測の事態から保護されています。この事実をよくご理解いただき、仕組みが有効に機能するようにご協力のほどお願いいたします。

高度にスピード化された情報化社会において、不正は組織全体の信用の低下に容易に繋がります。当初は些細な気持ちで行った不正行為が組織全体に重大な影響を与えます。不正は自分一人の話では済まないのです。自らの行為が組織全体にどのような影響を及ぼすかを常に意識して、倫理的な行動を心がけるようお願いいたします。

30

監修:文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

コンテンツ制作:デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社

有限責任監査法人トーマツ

31